

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県温泉法施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

温泉法の一部改正に伴い、次の規則について所要の改正を行う。

- (1) 鳥取県温泉法施行細則
- (2) 鳥取県事務処理権限規則
- (3) 鳥取県住民基本台帳法施行細則

2 規則の概要

(1) 鳥取県温泉法施行細則の改正

ア 温泉の掘削等の許可を受けた者の地位の承継に係る承認の申請書の様式を定める。

イ 規則中引用している温泉法及び温泉法施行規則の根拠条項を改める。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の改正

ア (1)アの承認の事務処理権限の区分を定める。

イ 規則中引用している温泉法及び鳥取県温泉法施行細則の根拠条項を改める。

(3) 鳥取県住民基本台帳法施行細則の改正

規則中引用している温泉法の根拠条項を改める。

(4) 施行期日は、平成19年10月20日とする。